

## 大使館からのお知らせ ( F C Tにおける駐車規制の実施 )

令和3年4月15日  
在ナイジェリア日本国大使館

### 【ポイント】

13日(火)、ナイジェリア連邦首都圏区(FCT)は、市内の不正駐車を抑制するため、5月1日(土)より新たな路上駐車政策を導入することを発表しました。

路上駐車取締りが強化されることに伴い、このような状況に乗じた不当な金銭要求等の発生も否定できないところ、邦人の皆様におかれましては、日頃からご注意いただくようお願いいたします。

### 【本文】

1 13日(火)、ナイジェリア連邦首都圏区(FCT)は、市内の路上不正駐車の抑制を目的とした新たな政策を導入、5月1日より施行することを発表し、また、この路上駐車管理を4つの事業者によって実施させることになると説明しました。(15日現在でこの政策の具体的内容は不明ですが、判明次第、お知らせいたします。)

2 このような状況に乗じた不当な取締りや金銭要求の標的などにされる可能性も否定できないところ、邦人の皆様におかれましては、日頃から最新の関連情報を入手するとともに、外出の際は身の回りの状況にご留意いただくようお願いいたします。

3 このメールは、在留届けにて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

4 在ナイジェリア日本国大使館(領事班/警備班)

電話:090-6000-9019 または 090-6000-9099

国外からは(国番号 234)90-6000-9019 または 90-6000-9099

夜間緊急連絡用電話:080-3629-0293

国外からは(国番号 234)80-3629-0293

ホームページ: <http://www.ng.emb-japan.go.jp/j/>

電子メール : [visanigeria@la.mofa.go.jp](mailto:visanigeria@la.mofa.go.jp)